

令和7年度
医療機関食材料費
高騰対策支援事業

Q & A

令和7年4月16日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

1-1 対象施設①

Q 対象となる施設の要件があるのか。

A 病院及び有床診療所（以下、「医療機関」という。）で、申請時点で保険医療機関の指定を受けているものが対象となります。ただし、市町が設置する医療機関は対象外です。

1-2 対象施設②

Q なぜ、保険医療機関の指定を受けていないと対象にならないのか。

A 今回の支援金は、入院時の食費が厚生労働省告示により定められているために、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関を対象としたものであることから、そうした条件を付しているものです。

1-3 休止又は廃止した医療機関

Q 申請時点で休止又は廃止している医療機関は対象となるのか。

A 対象外です。

1-4 病床数①

Q 病床数はいつ時点のものか。

A 申請時点で、医療法第7条に基づく許可を受けている病床又は同法施行令第3条の3により届出を行っている病床の数です。

1-5 病床数②

Q 休床している病床があるが、支援額の算定対象に加えてもよいのか。

A 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に、入院患者へ食事の提供を全く行わなかった医療機関は、交付の対象となりません。

また、申請時点で入院患者への食事の提供を行っていない医療機関についても、交付の対象となりません。

食事の提供を行っているのであれば、休床中の病床も含めた許可病床数で申請していただいて構いません。

1-6 本店所在地が県外の場合

Q 対象医療機関は山口県内にあるが、開設者の本店所在地が県外の場合、対象となるのか。

A 開設者の本店所在地が山口県外であっても、山口県内に所在する医療機関であれば、当該医療機関については交付対象となります。なお、本店所在地が山口県内であっても、山口県外に所在する医療機関については交付対象外です。

1-7 昨年度までに交付金の申請を行っている場合

Q 令和5～6年度に食材料費高騰対策（緊急）支援金の申請を行い、受領したが、今回の支援金も対象になるのか。

A 今回の支援金は令和7年度事業として改めて実施するもので、次の支援金を受け取られた医療機関も対象となります。

- ・令和5年度「山口県医療機関食材料費高騰対策緊急支援金」
- ・令和6年度「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」

2 支援金の申請・交付について

2-1 支援金の交付時期

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 交付申請書の受理後、審査を行い、記載内容に不備がなく適正と認められれば、概ね3週間程度で支援金をお支払いする予定です。

申請内容について、確認項目や不備がある場合には、交付までに時間を要する場合があります。また、申請が極端に集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。

2-2 複数の医療機関を開設している法人

Q 法人として複数の医療機関を開設しているが、それぞれの医療機関ごとに申請するのか。

A 開設者が同じ医療機関については、とりまとめて申請してください。

2-3 申請誤り

Q 申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 申請時に誤りがないか十分確認していただいた上で、もし申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは、不正受給行為に当たりますので、絶対にやめください。

2-4 昨年度までの交付金の申請を行っていない場合

Q 令和5～6年度に食材料費高騰対策（緊急）支援金の申請を行っていないが、今回の申請に合わせて申請してよいか。

A 今回の申請に合わせて申請することはできません。

2-5 通帳の写しの添付（昨年度までの交付金を受領している場合）

Q 令和4～6年度に医療機関食材料費高騰対策や医療機関等光熱費高騰対策に係る支援金を受領しており、今回の支援金も同じ口座への振込を希望する場合、申請書に通帳の写しの添付は必要か。

A 同一の口座に振込を希望される場合、通帳の写しの添付は必要ありません。